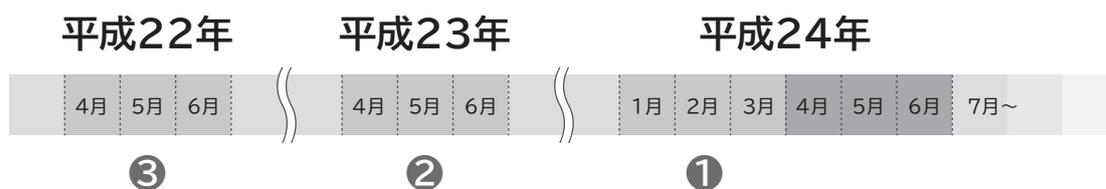


政府からのお知らせ



事業主のみなさまへ (雇用調整助成金などの支給要件の緩和)

- 経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方が、従業員を一時的に休業させた場合などに、手当てや賃金の一部を助成しています。
- この度、被災地の事業者の方向けに、支給要件を緩和しました。
- 平成24年3月11日～平成25年3月10日までに助成金の利用を開始する場合に適用されます。



〈例〉平成24年7月から助成を受けたい場合

最近3か月間(平成24年4～6月)の売上高または生産量の平均値が、

- ①直前3か月間(平成24年1～3月)に比べ、5%以上減少している
- ②前年同期(平成23年4～6月)に比べ、5%以上減少している
- ③前々年同期(平成22年4～6月)に比べ、10%以上減少している



①～③のいずれかを満たしていれば、助成を受けることができます。

※今回の要件緩和により、「③前々年同期との比較」でも助成を受けられるかどうかを判定できるようになりました。

📞 お問い合わせ先

このほかにも支給要件があります。

詳しくはお近くのハローワークまでお問い合わせください。

